附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日から施行し、第一条から第六条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（法人税法施行令の一部改正）

第二条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号ハ中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改める。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百三十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三条第一項第五号、第百三十五条及び第百三十七条並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（補助の対象となる都市施設）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第五号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。

一　道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第一号、第四号及び第七号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に掲げる施設を含む。）のうち、同法第十八条第二項の規定による供用開始の公示がなされていないもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあったもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業により築造されたものに限る。）で、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの

二　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設で道路と鉄道とを立体交差とするもののうち、同法第十二条第三項の規定による検査を終了していないもので、地方公共団体（同法第七条第一項に規定する鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合が管理するもの

三　駅前広場並びに一般公共の用に供される自動車駐車場、自転車駐車場及び鉄道を横断して設けられている通路のうち、地方公共団体が管理するもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）第一条第七号に定めるものに該当するものを除く。）

四　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第三十一条各号に掲げる施設（国土交通大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に掲げる公園若しくは緑地に設けられ、又は都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内の同法第十一条第一項第二号に掲げる施設に設けられたもののうち、地方公共団体が管理するもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第一条第十一号に定めるものに該当するものを除く。）

五　都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内にある排水施設のうち、地方公共団体が管理するもの

（資金の貸付けの対象となる特定用途港湾施設）

第二条　法第百三十五条の特定用途港湾施設のうち政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　岸壁

二　岸壁に係留される自動車航送船に係る積込み又は取卸しをする自動車を待機させ又は整理するための固定的な施設

三　岸壁に係留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設

四　岸壁及びこれに附帯する前二号の施設の機能を確保するための臨港交通施設

五　前各号の施設の敷地

（港湾法施行令の規定を適用する場合の読替え）

第三条　法第百三十五条の規定により港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する場合における港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第五条及び第六条の規定の適用については、同令第五条第一項第五号中「特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理」とあるのは「特定用途港湾施設（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十四号）第二条各号に掲げるものに限る。次条第八号及び第九号イにおいて同じ。）の災害復旧事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十五条に規定する災害復旧事業をいう。次条第八号、第九号イ及び第十号において同じ。）」と、同令第六条第八号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「建設又は改良及び管理」とあるのは「災害復旧事業」と、同条第九号イ中「工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、同条第十号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業の目的」とする。

（資金の貸付けを受ける指定空港機能施設事業者の基準）

第四条　法第百三十七条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　その資力のみによっては当該災害復旧工事を施行することが著しく困難であると認められる者であること。

二　当該災害復旧工事に関し、その目的及び当該施設の存する空港の災害復旧工事の計画に適合する工事実施計画並びに当該工事実施計画を実施するため適切な資金計画を有する者であること。

（資金の貸付けの対象となる空港利便施設）

第五条　法第百三十七条第一項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　事務所

二　休憩施設

三　送迎施設

四　見学施設

（指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係る特定県に対する貸付金の金額）

第六条　法第百三十七条第一項の政令で定める金額は、当該災害復旧工事に要する費用に充てる資金として特定県（法第百三十六条に規定する特定県をいう。以下同じ。）がする同項の貸付け及び当該貸付けを受ける者に対して特定県その他の者がする出資の合計額の十分の八以内の金額とする。

（指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係る国の貸付金に関する貸付けの条件の基準）

第七条　法第百三十七条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一　貸付金の償還は、均等年賦償還とすること。

二　国は、貸付金に係る特定県の貸付金に関し、次条第二号及び第三号の基準により特定県が償還期限を繰り上げることができる場合並びに当該貸付けを受ける者が繰上償還をした場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとすること。